

県選出国會議員 各位

要 望 書

令和3年9月20日

熊本県商工会議所連合会



I. 長期化するコロナ禍における経済対策

(1) 事業継続を支える資金繰りをはじめとした各種支援策の継続・拡充

- ① マル経融資の制度拡充
- ② 中堅企業等に対する政策金融の支援継続
- ③ コロナ関連融資に対する条件変更等、柔軟な対応
- ④ 雇調金特例措置の延長
- ⑤ 事業継続力強化計画、BCP策定支援
- ⑥ 事業再チャレンジのための債務整理支援に係る制度の利便性向上

(2) コロナ禍における飲食店への支援

- ① 県飲食店感染防止対策認証店に対する行政主導による来店促進の機運醸成と認証店の売上回復に資する優遇措置の拡充
- ② 国の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が講じられた際の、認証店の時短等対象除外とワクチン接種者の認証店利用の容認
- ③ 飲食店従業員へのPCR検査、抗原検査に係る補助制度創設

(3) 業態転換に向けた取り組みへの支援

事業再構築補助金の

- ① 活用促進と先進事例の周知、② 手続き、要件の簡素化
- ③ 速やかな補助金交付

(4) 新製品・サービス開発および新たな販路開拓に向けた取り組みへの支援

- ① ものづくり補助金の利便性向上、同制度に係る金融支援の拡充等
- ② 小規模事業者持続化補助金の継続、要件緩和、上限額引上げ
- ③ 海外販路拡大に向けた支援
- ④ 国内展示会・商談会への支援

(5) 中小企業・小規模事業者の生産性向上のためのデジタル対応への支援拡充

- ① IT活用・導入補助金等の支援策の継続・拡充
- ② デジタル活用・導入に際しての適切な情報提供
- ③ 人材育成、専門家派遣等への支援

(6) 事業承継・事業引継ぎのさらなる機能強化

- ① 事業承継補助金の継続、県事業承継・引継ぎ支援センターへの支援
- ② 後継者人材バンクの周知、活用促進
- ③ 関連税制の活用促進、関連施策の要件緩和
- ④ 経営者保証に関するガイドラインの周知徹底

(7) 中小・中堅企業の財務基盤強化や雇用維持に資する税制措置

- ① 中小企業の法人税軽減税率の延長、恒久化、ならびに欠損金の繰越控除の拡充や欠損金の繰戻還付期間の拡充
- ② 固定資産税等地方税の負担軽減措置、中堅企業への適用拡大
- ③ 所得拡大促進税制の延長、総額要件の廃止等要件緩和、少額減価償却資産特例の拡充

(8) 最低賃金引き上げに伴う事業者支援と制度のあり方の見直し

(9) 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を含めた検討

(10) 消費税転嫁対策特別措置法の終了（2021年3月）後の価格転嫁対策の継続

- ① 消費税転嫁対策特別措置法に基づく価格転嫁対策の継続
- ② 価格転嫁に資する経営力強化支援の充実
- ③ 消費者の需要喚起策の措置

(11) 商工会議所の支援体制の強化等

- ① 相談体制の強化に対する支援拡充
- ② 県商工会議所連合会に対する支援

II. 社会資本整備・開発構想の推進

1. 社会資本整備

(1) 高速道路網及び主要道路網の整備

<高規格幹線道路>

- ① 南九州西回り自動車道
- ② 九州横断自動車道延岡線（通称：九州中央自動車道）

<地域高規格道路>

- ① 中九州横断道路、② 熊本環状道路、③ 熊本天草幹線道路
- ④ 有明海沿岸道路

<国道>

- 国道3号 ① 熊本北バイパス、② 植木バイパス、③ 松橋バイパス

(2) 熊本県内の港湾整備促進

- ① 熊本港、② 八代港、③ 本渡港

(3) 阿蘇くまもと空港の国際化推進並びに防災拠点としての機能強化

- ① 九州を支える広域防災拠点としての阿蘇くまもと空港の機能強化
- ② 阿蘇くまもと空港を含む熊本都市圏東部地域のまちづくりの推進
- ③ 阿蘇くまもと空港の新ターミナルビル建設等に伴う機能向上を見据えた空港と市内中心部のアクセス向上に向けたソフト・ハード対策

(4) 熊本都市圏の渋滞緩和策

- ① 熊本市中心部と高速道路や阿蘇くまもと空港を結ぶ都市高速道路などによる道路ネットワーク構築
- ② 市内の通過交通の排除及び渋滞緩和のための道路高架化
- ③ 多様な交通モードが連携可能な道路空間の創出



II. 社会資本整備・開発構想の推進

2. 開発構想の推進

(1) 島原・天草・長島架橋構想及び九州西岸軸構想の実現

- ①天草・長島架橋及び島原・天草架橋建設に資する調査の再開
- ②島原道路の整備促進及び島原天草長島連絡道路の具体化に向けた検討の実施
- ③必要な道路整備のための予算確保

(2) 八代・天草シーラインの実現に向けた推進

- ①県南を中心とした県全域の振興及び災害に強い地域づくりのための建設促進
- ②熊本県の道路整備等各種計画への位置付けと、それに伴う国への要望活動の実施

(3) やつしろ物流拠点構想の推進

- ①「やつしろ物流拠点構想」記載の「企業の誘致と育成」等具体的な取り組み、特に物流拠点となる用地の検討等の強力な推進

III. 地域・観光振興の促進

1. 観光産業の事業継続および需要回復に向けた支援

(1) 観光産業の事業継続に向けた支援

- ①事業継続を後押しする資金繰り、設備投資等に対する財政支援
- ②各種税や社会保険料の納付猶予に伴う延滞金の撤廃
- ③地方税や地方公共団体の利用料金の全国一律での減免
- ④一時支援金に加えて、事業規模に応じた追加支援
- ⑤納付猶予分支払いを対象とした融資制度の創設

(2) 観光産業の需要回復と受入体制強化のための支援

- ①具体的なエビデンスを基にした「Go To トラベル」の順次再開等、国内観光への手厚い支援
- ②観光事業従事者が受けるPCR検査、抗原検査体制の拡充および費用無料化の早期実現
- ③空港やフェリーターミナル等の水際対策の強化と病床数の増加、医療サービスが脆弱な地域における医療体制の整備・拡充
- ④観光関連施設利用者が守るべき指針の策定・周知

2. 国内航空路線の供給量回復に向けた支援

- ①航空会社(コミュニター航空会社含む)への直接支援を含めた施策の実施

3. 阿蘇の観光回復

- ①阿蘇地域における継続的な宿泊旅行応援事業の措置
- ②世界遺産暫定一覧表への追加記載

4. くまモンポート八代の利活用

- ①公園としての利用促進及びターミナルビルの一般開放
- ②浮棧橋の常設運用及び新八代・八代駅からの公共交通機関アクセスの整備、上天草・下天草までの航路開発、使用料の減免・無料化

5. 「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界文化遺産登録に伴う天草観光ルート開発による活性化策

- ①新幹線～シャトルバス～フェリー～天草までの交通手段の充実、出水駅及び国道3号から天草方面への観光案内板の設置や世界遺産登録の告知の充実
- ②牛深～蔵之元間フェリーの整備助成、災害時における生活物資輸送等も含む対応のため新船及び予備船の確保、利用客の安全や利便性向上設備の設置、駐車場の整備充実等の検討
- ③牛深港台場地区(漁協跡地)の観光拠点となりうる有効的な再開発。宿泊施設や海洋レジャー施設・販売拠点整備等を含めた跡地再開発整備による回遊性のある天草を確立するための調査及び協議、検討

6. ユネスコ無形文化遺産提案候補「野原八幡宮風流」の観光資源としての活性化支援

- ①地域観光振興資源として有効活用を図るうえでの支援

7. エコパーク水俣の施設の充実

- ①椅子や日よけを備えた休憩施設の設置
- ②増加した来場者へ対応したトイレの増設
- ③国道3号への「エコパーク水俣」案内看板の設置
- ④エコパーク入り口交差点の交通渋滞緩和のため、南進車両と右折車両優先のため時差式時間調整の柔軟な対応
- ⑤肥薩おれんじ鉄道「エコパーク水俣駅(仮称)」の誘致

IV. 「令和2年7月豪雨」災害からの復旧・復興支援

- ①被災中小企業等への財政・金融支援
 - ・復旧・復興対策への予算措置、被災者の税・社会保険料減免、納付期限猶予等の措置
 - ・被災事業者の復旧に関わる無利子融資制度の拡充、短期資金繰りへの金融支援、重複債務対策
 - ・各種補助金の対象業種拡大、申請書類の簡素化、手続きの迅速化、速やかな交付
- ②観光産業の復興を促進するための支援
 - ・被災地に特化した需要喚起策等の支援
 - ・新しい観光地域づくりに対する支援
 - ・河川に関わるアクティビティの安全確保のための堆積物や漂流物の早期撤去
- ③社会基盤の早期復旧
 - ・空地対策や土地区画整理事業等、新しいまちづくりに対する支援
 - ・JR肥薩線の早期全線復旧
 - ・国道219号及び幹線道路、生活道路の早期全線復旧
 - ・強固な情報通信インフラの整備
- ④治水対策の実施
 - ・球磨川流域治水プロジェクトの速やかな実施

目 次

I. 長期化するコロナ禍における経済対策	1
(1) 事業継続を支える資金繰りをはじめとした各種支援策の継続・拡充	1
(2) コロナ禍における飲食店への支援	2
(3) 業態転換に向けた取り組みへの支援	2
(4) 新製品・サービス開発および新たな販路獲得に向けた取り組みへの支援	2
(5) 中小企業・小規模事業者の生産性向上のためのデジタル対応への支援	3
(6) 事業承継・事業引継ぎのさらなる機能強化	3
(7) 中小・中堅企業の財務基盤強化や雇用維持に資する税制措置	4
(8) 最低賃金引き上げに伴う事業者支援と制度のあり方の見直し	4
(9) 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を含めた検討	5
(10) 消費税転嫁対策特別措置法の終了（2021年3月）後の価格転嫁対策の継続	5
(11) 商工会議所の支援体制の強化等	5
II. 社会資本整備・開発構想の推進	6
1. 社会資本整備	6
(1) 高速道路網及び主要道路網の整備について	6
(2) 熊本県内の港湾整備促進について	7
(3) 阿蘇くまもと空港の国際化推進並びに防災拠点としての機能強化	7
(4) 熊本都市圏の渋滞緩和策について	8
2. 開発構想の推進	8
(1) 島原・天草・長島架橋構想及び九州西岸軸構想の実現について	8
(2) 八代・天草シーラインの実現に向けた推進について	9
(3) やつしろ物流拠点構想の推進について	9
III. 地域・観光振興の促進	10
1. 観光産業の事業継続および需要回復に向けた支援	10
(1) 観光産業の事業継続に向けた支援	10
(2) 観光産業の需要回復と受入体制強化のための支援	11
2. 国内航空路線の供給量回復に向けた支援	11
< 県内観光地への振興策について >	12
3. 阿蘇の観光回復	12
4. くまモンポート八代の利活用について	12
5. 「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界文化遺産登録に伴う天草観光ルート開発による活性化策について	13
6. 令和3年度のユネスコ無形文化遺産の提案候補に選定された「野原八幡宮風流」の観光資源としての活性化支援	13
7. エコパーク水俣の施設の充実について	14
IV. 「令和2年7月豪雨」災害からの復旧・復興支援	15

I. 長期化するコロナ禍における経済対策

我が国経済は、長期化するコロナ禍により、かつてない苦境に直面し、特に本県においては、熊本地震、令和2年7月豪雨、コロナの三重苦に見舞われている。

これまで、多くの事業者が感染拡大防止に努めつつ、無利子・無担保融資や雇用調整助成金、税・社会保険料の猶予、各種給付金等の支援策を活用しながら、事業の継続と雇用の維持に懸命に取り組んできたが、度重なる感染再拡大と移動・活動の自粛要請により、経済活動は繰り返し制限され、売上は十分に回復していない。特に、観光や飲食・宿泊・旅客等のサービス業は大打撃を受け、事業存続の危機に瀕している。

コロナワクチン接種が広がりを見せるものの、変異株への懸念等、コロナ収束までの見通しはいまだはっきりしない状況にある中、地域経済を支える中小企業・小規模事業者が事業継続に対し前向きに取り組み、将来に希望を持てるようにするためには、引き続きスピード感をもった、前例にとらわれない大胆かつ大規模で実効性のある施策の実施が不可欠である。

また、コロナ禍によってデジタル化の遅れが表面化する等、事業者の諸課題は山積している。熊本県下商工会議所は、これまでに蓄積した経営支援ノウハウや商工会議所間のネットワークを活かし、引き続き、地域の事業者の活力強化および地域社会の活性化を強力に推し進めていく。

については、下記事項に関する特段のご支援を賜りたい。

(1) 事業継続を支える資金繰りをはじめとした各種支援策の継続・拡充

長期化するコロナ禍により打撃を受けた事業者への円滑かつ安定的な資金供給の維持をお願いしたい。

小規模事業者の経営改善を資金面から支えるマル経融資（小規模事業者経営改善資金）は、小規模事業者の多様な事業展開を支える上で重要性を増している。については、「新型コロナウイルス対策マル経融資」の継続・拡充を含む、融資金額・融資期間・据置期間の拡充措置の恒久化や従業員要件の緩和等、多様化するニーズに対応するための制度拡充をお願いしたい。

また、中堅企業等も、長引く売上減少により財政状況は悪化している。これら中小企業・小規模事業者とも関係が深い企業の財務基盤強化に向け、日本政策金融公庫・商工中金による資本金供給・資本増強支援の継続をお願いしたい。

さらに、コロナ関連融資については、据置期間が終了して返済が本格化する中、売上が十分に回復していない事業者に対しては、据置期間の延長や返済猶予といった既往債務の条件変更等、事業者の実情に応じて柔軟に対応いただくとともに、金融機関への金融円滑化の指導徹底、相談体制の強化をお願いしたい。

雇用調整助成金の特例措置についても、先行きの不透明感が拭えないことから、当面の間、延長をお願いしたい。

併せて、近年頻発する自然災害をはじめとした緊急事態が発生した場合でも事業活動を継続するために中小企業が行う防災・減災対策の推進に向けた事業継続力強化計画やBCPの策定に係る支援体制の整備をお願いしたい。

昨年10月、事業再チャレンジのための廃業・倒産に伴う債務整理支援として公表された『「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則』の利用手続きについて、適用要件等の緩和や弁護士による手続着手申出を可能とするなど、さらなる制度の利便性向上をお願いしたい。

(2) コロナ禍における飲食店への支援

飲食店は営業時間の短縮要請をはじめ経済活動に特に制限を設けられ、時短協力金等の措置は講じられたものの、コロナ禍における消費行動の変容から客足が戻らず、十分な売上回復に至っていない。

そのような中、国の新型コロナ基本的対処方針に基づき、基準に沿って感染防止対策を行っている店舗を県が認証する「熊本県飲食店感染防止対策認証制度」が6月にスタートしたが、経済活動との両立の観点からも、行政主導で来店促進の機運醸成に努めていただき、さらには消費を促すキャンペーンの展開等、認証店の売上回復に資する優遇措置の拡充をお願いしたい。

また、国による緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が講じられた場合においても、認証店に対しては、無条件に営業時間短縮や酒類提供の自粛対象とせず、マスク会食を原則に、ワクチン接種者の認証店利用を容認していただくようお願いしたい。

さらに、ワクチンパスポートの運用が今後期待される中、ワクチン接種ができない飲食店従業員へのPCR検査、抗原検査のキット購入に係る補助制度の創設をお願いしたい。

(3) 業態転換に向けた取り組みへの支援

コロナ禍の影響が長期化する中、中小企業・小規模事業者は既存のビジネスモデルを維持することが困難になっている。コロナ禍を乗り越え、売上や需要を回復させるには、積極的にビジネスモデルの変革に取り組む必要がある。

しかしながら、経営資源の限られた中小企業・小規模事業者にとって、業態転換やビジネスモデルの変革は容易ではないことから、事業再構築補助金の活用促進に向けた広報活動と併せて先進事例の周知をお願いしたい。

また、本補助金は補助対象要件や対象経費が複雑である上、補助金額が3,000万円を超える場合は認定支援機関と金融機関の両方の確認が必要となる等、事業者には過剰な負担を及ぼすことから、手続きや要件の簡素化をお願いしたい。

さらに、採択事業者の資金繰り安定化のためにも、速やかな補助金の交付をお願いしたい。

(4) 新製品・サービス開発および新たな販路獲得に向けた取り組みへの支援

「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」および「ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金」は、ポストコロナ社会に対応したビジネスモデル変革や感染症対策に資するだけでなく、新分野進出や新製品・サービスの開発による価格競争からの脱却、革新的な技術やイノベーションの端緒となり、我が国の産業力の底上げに寄与するものである。については、本制度の補助率引上げ等利便性の向上や、金融支援の拡充と併せて、成長分野への進出やイノベーションの妨げとなる規制・制度の改革をお願いしたい。

また、小規模事業者が販路開拓に取り組むにあたっては、知名度も低く、経営資源も不足していることから、販路開拓のルートは限られている。「小規模事業者持続化補助金」は、小規模事業者の販路開拓・拡大やコロナ禍における持続的な経営改善支援策としても極めて有用である。今日の組織形態の多様化を鑑み、一般社団法人等まで補助対象者の拡大を図るとともに、補助金の上限額の引き上げ等、施策の継続や拡充をお願いしたい。

さらに、インターネット通販サイトを通じた国際的な電子商取引（越境EC）の活用推進に向けた助成制度の創設とともに、中小企業の輸出促進に向け、海外への販路開拓に向けた商談機会を確保するための、海外企業とのオンライン商談、Webサイトの多言語対応等の環境整備や設備導入のための支援の強化をお願いしたい。また、新型コロナウイルス感染症防止に留意しながら開催する国内展示会・商談会への海外バイヤーの招聘や、海外展示会・見本市への出展に対する支援をお願いしたい。

（５）中小企業・小規模事業者の生産性向上のためのデジタル対応への支援拡充

コロナ禍により、中小企業・小規模事業者のデジタル化の遅れが表面化した。一方、新たな日常においては、テレワーク、オンライン会議、ECサイト等デジタルを活用した取り組みが普及しつつある。生産性の向上は、コロナ前からの喫緊の課題であり、デジタル化への対応が必要である。

国による「中小企業デジタル化応援隊」事業によってデジタル化の後押しが進んでいるが、いまだデジタル導入のコスト負担、デジタル人材の不足といった問題を解消できていない状況である。

については、中小企業・小規模事業者がデジタルを活用することにより持続的成長が可能になるよう、IT活用・導入補助金等の支援策の継続・拡充やデジタル活用・導入に際しての適切な情報提供、人材育成や専門家派遣等の支援を一層強力で推進していただきたい。

（６）事業承継・事業引継ぎのさらなる機能強化

経営者の高齢化により中小企業等が経営交代期を迎える「大企業承継時代」が到来する中、「価値ある事業」を次代に円滑につなぐ準備が整わないまま、コロナ禍を機に後継者不在事業者の倒産・廃業が増加している。雇用や技術、優れたノウハウを継承し、産業と地域の活力を維持するためにも、熊本県事業承継支援戦略に基づく目標の達成に向けて、行政には更にリーダーシップを発揮していただき、円滑な事業承継・事業引継ぎを推進する必要がある。

については、事業承継に対する早期対策の重要性への気付きと計画的な承継準備の促進ならびに具体的課題への支援のため、事業承継補助金の継続とともに、熊本県事業承継・引継ぎ支援センターへの支援強化をお願いしたい。

また、事業承継・事業引継ぎのマッチング促進に向け、各地の「後継者人材バンク」の周知、活用促進をお願いしたい。

さらに、特例事業承継税制の活用促進に向けた特例承継計画の提出期限（2023年3月）延長等事業承継に係るさらなる要件緩和、M&Aを後押しする経営資源集約化税制の周知徹底、活用促進をお願いしたい。併せて、中小企業等経営者はじめ支援機関、金融機関に対し、事業承継時に焦点をあてた「経営者保証に関するガイドライン」の周知徹底をお願いしたい。

(7) 中小・中堅企業の財務基盤強化や雇用維持に資する税制措置

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、中小企業等の事業継続・雇用維持を支えるため、財政基盤の強化に資する税制措置が必要である。資金繰りの改善や自己資本の充実等財務基盤を促すため、中小企業者の法人税の軽減税率（15%）の確実な延長、恒久化、ならびに欠損金の繰越控除の拡充や欠損金の繰戻還付期間の拡充をお願いしたい。

また、収益を生まない固定資産の税負担は、休業や営業自粛等により売上が立たない現状において多くの企業にとって多大なる負担となることから固定資産税等地方税の負担軽減措置をお願いしたい。特に軽減措置の対象外となる、中小企業に該当しない地域経済の中核を担う中堅企業についても、固定資産税軽減措置の適用範囲の拡大をお願いしたい。

さらに、所得拡大促進税制の延長と総額要件の廃止等要件緩和とともに、テレワーク等促進の観点から、少額減価償却資産特例の拡充をお願いしたい。

(8) 最低賃金引き上げに伴う事業者支援と制度のあり方の見直し

最低賃金は全ての企業に一律に強制力をもって適用されることから、長引くコロナ禍により飲食業や宿泊業を中心に極めて厳しい業況の企業が多い 2021 年度は、なお事業の存続と雇用の維持を最優先にすべき状況であることを踏まえ、商工会議所は、「現行水準を維持」するべきであることを強く主張してきた。しかしながら、中央最低賃金審議会から全国加重平均額では 28 円、3.1%という昭和 53 年度の目安制度開始以降で最高額となる大幅な引上げが示された。これを受け、熊本地方最低賃金審議会は、2021 年度の熊本県最低賃金額について、現行から 28 円増やし、時給 821 円とするよう熊本労働局長へ答申し、10 月からの適用が決定した。

このことは、中小企業・小規模事業者の窮状、とりわけ困窮している飲食業や宿泊業などの事業者の実態や痛みを理解していない結論と言わざるを得ず、さらに熊本県では、多くの中小企業・小規模事業者が、コロナ禍に加え、熊本地震・豪雨災害の三重苦に見舞われており、一律に強制力をもって適用される最低賃金引き上げにより、多くの経営者の心が折れ、被災企業の廃業・倒産が加速化することは必至であり、地域経済の崩壊にもつながりかねない。

については、最低賃金が大幅に引き上げられる中、継続して事業を行い、雇用の維持・確保ができるよう、「雇用調整助成金」「業務改善助成金」「事業再構築補助金」をはじめとする国や県・市の各種支援策の拡充・強化をお願いしたい。

また、コロナ禍において特に大きな影響を受けている事業者に対しては、最低賃金の引き上げに対応できるよう、特例措置として、引き上げ幅に見合った新たな直接的給付金等の支援策を早急に実施するようお願いしたい。

さらに、現在検討されている雇用保険料の引上げ等、事業者に更なる負担を求めるような施策については、コロナ禍が沈静化するまで実施しないようお願いしたい。

併せて、中央最低賃金審議会は、各種指標やデータに基づき、公労使による真摯な議論によって、納得感のある結論を導き出すべき場であるはずが、2021 年度においては「骨太の方針」に記載された最低賃金引上げの政府方針を追認するような結論となり、審議会及び最低賃金決定のあり方自体に疑問を抱かざるを得ない。

地方最低賃金審議会が自主性を発揮し、地域の経済・雇用の実態を見極めたい。え、地域の実情に応じた審議を行うことができるよう、国及び中央最低賃金審議会において、現行の目安制度を含めた最低賃金制度のあり方の見直しを早急にお願したい。

(9) 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を含めた検討

インボイス制度は、すべての事業者に経理・納税方法の変更を強いるものであると同時に、全国で500万を超える免税事業者が取引から排除される恐れがある。コロナ禍からの経済再生が最重要課題となる中で、事業者の事務負担増加による生産性低下、免税事業者の取引排除等の影響に配慮し、事業者の実態を十分に調査・検証し、凍結または廃止を含め検討していただくよう強く願いたい。

(10) 消費税転嫁対策特別措置法の終了（2021年3月）後の価格転嫁対策の継続

2019年10月に消費税率が10%に引き上げられたが、対消費者取引や規模の小さな事業者ほど価格転嫁が困難な実態があるため、引き続き転嫁拒否の取り締まりの推進等の消費税転嫁対策特別措置法に基づく実効性の高い価格転嫁対策を継続していただきたい。

また、消費税引上げ後における価格転嫁は、事業者にとって最重要課題となっており、特に中小企業・小規模事業者は大企業に対して価格競争力が劣るため、価格転嫁に資する経営力強化（資金繰り、コスト見直し、価格戦略等）に関する支援の充実を願いたい。

併せて、消費者の需要喚起のための対策を講じていただきたい。

(11) 商工会議所の支援体制の強化等

現在、県下商工会議所では急増する事業者からの新型コロナウイルス感染症対策に関する融資、雇用及び経営支援全般の相談に対し、組織一丸となって最優先に取り組んでいる。支援機関である商工会議所が、感染予防措置を取りながら、国や地方自治体の施策に対応できる支援体制を維持・強化するためには、人員、財政の面から極めて厳しい課題もあることから、商工会議所の相談体制の強化に対する支援の拡充等、特段の御配慮を願いたい。

また、県下商工会議所の総合調整機関である熊本県商工会議所連合会に対する支援についても特段の御配慮を願いたい。

Ⅱ. 社会資本整備・開発構想の推進

政府の直轄事業及び事業代行により、「熊本の宝」である阿蘇方面の交通アクセスが復旧した一方、整備の見通しが立たない道路、交通網が依然として数多くみられる。

陸・海・空の交通インフラは、大規模災害時のリダンダンシー確保のみならず、人流・物流をはじめとする経済活動の重要な産業基盤であり、ストック効果の高い社会資本の着実な整備について特段のご支援を賜りたい。

1. 社会資本整備

(1) 高速道路網及び主要道路網の整備について

高規格幹線道路等の高速交通ネットワークの整備は、地域連携の強化や産業の振興とともに大規模災害におけるリダンダンシーの確保の上で重要なインフラであり、ミッシングリンクの解消を着実に進める必要がある。

しかし、熊本県内の広域的な活性化と経済の浮揚発展に寄与する国道・県道の整備水準はまだ十分とは言えず、より一層の道路整備が不可欠な状況である。

については、産業基盤の中核である高規格幹線道路網の整備をはじめとする域内主要道路網を完成させるため、必要な予算確保並びに下記事項について特段のご支援を賜りたい。

記

《高規格幹線道路》

1. 南九州西回り自動車道「水俣 IC～鹿児島県」間の早期整備促進
2. 九州横断自動車道延岡線（通称：九州中央自動車道）「山都中島西～矢部」間の早期整備促進

《地域高規格道路》

1. 中九州横断道路の滝室坂道路等並びに「大津熊本道路」の早期整備促進及び「合志～大津」間の早期事業化
2. 熊本環状道路の早期整備促進
3. 熊本天草幹線道路の早期整備促進並びに全路線の重要物流道路への指定
4. 有明海沿岸道路の早期整備促進

《国道》

1. 直轄関係
 - ①国道 3 号熊本北バイパス「四方寄～須屋」間 4 車線化の早期整備促進
 - ②国道 3 号植木バイパスの早期整備促進
 - ③国道 3 号松橋バイパスの 4 車線化を含む早期整備促進

(2) 熊本県内の港湾整備促進について

熊本県内の港湾は、東アジア地域との活発な貿易やクルーズ船をはじめとする将来的な観光面において、その重要性が年々高まっている。

一方で、企業は使用する船舶の大型化による海上輸送コストの削減が大きな課題となっているが、船舶の大型化に対する港湾整備は遅れており、大型岸壁をはじめとする港湾施設の更なる整備が必要である。また今後起こりえる大規模災害に対応するため、耐震強化岸壁の整備も必要である。

については、下記事項について特段のご支援を賜りたい。

記

1. 熊本港の整備促進

- ・防災及び物流拠点としての機能強化を図る耐震強化岸壁の早期事業化
- ・水深7.5m岸壁第2バース、水深10m岸壁等の整備促進
- ・熊本港利用促進に向けたポートセールス活動の継続した推進
- ・大型クルーズ客船の寄港誘致の促進と環境整備

2. 八代港の整備促進

- ・水深14m航路の早期完成に向けた支援の継続
- ・新コンテナターミナルと付帯施設等の充実
- ・円滑な荷役の環境向上の早期整備
- ・出入国管理局と動物検疫所の八代分室の設置に向けた支援
- ・港湾整備事業（港湾補修）の早期整備
- ・加賀島地区の有効活用

3. 本渡港の整備促進

- ・天草地域の海の玄関口である本渡港の海上アクセスや陸上アクセスの連携を視野に入れた観光ネットワーク形成による地域間交流の活性化の推進

(3) 阿蘇くまもと空港の国際化推進並びに防災拠点としての機能強化

阿蘇くまもと空港は、2023年の供用開始に向け整備が進む国内線・国際線が一体となった新ターミナルビルの建設により、空港機能の向上が期待される。

このような状況の中で、今後予想される大規模災害時における九州の広域防災拠点としての整備とともに、地震被害の大きかった益城町、西原村及び熊本市東部地域の新たな街づくりについて、阿蘇くまもと空港を新たな核として検討することが必要不可欠である。また、九州の中核空港としての拠点性向上のためには、空港までのアクセス改善を推進していくことが重要である。

については、下記事項について特段のご支援を賜りたい。

記

1. 九州を支える広域防災拠点としての阿蘇くまもと空港の機能強化

2. 阿蘇くまもと空港を含む熊本都市圏東部地域のまちづくりの推進

3. 阿蘇くまもと空港の新ターミナルビル建設等に伴う機能向上を見据えた空港と市内中心部のアクセス向上に向けたソフト・ハード対策

(4) 熊本都市圏の渋滞緩和策について

震災からの創造的復興を目指す熊本市中心部では、JR 熊本駅周辺や桜町バスターミナルが整備され、交通機能の強化・拡充の好機を迎えている。

一方、熊本都市圏の道路インフラは非常に脆弱であることから、中心部では慢性的な渋滞が発生し、高速道路インターチェンジや阿蘇くまもと空港等の郊外部から熊本市内に向かうアクセスは、激しい渋滞により目的地までの時間が読めない等の事態が頻発している。

2021年6月、県と熊本市が、今後20年から30年間の広域的な道路交通の方向性を示す「熊本県新広域道路交通計画」を策定したが、熊本都市圏の道路交通の強靭化は、強固な都市基盤の構築に不可欠であり、下記事項の検討が官民連携で講じられるよう特段のご支援を賜りたい。

記

1. 熊本市中心部と高速道路や阿蘇くまもと空港を結ぶ都市高速道路等による道路ネットワーク構築
2. 市内の通過交通の排除及び渋滞緩和のための道路高架化
3. 多様な交通モードが連携可能な道路空間の創出

2. 開発構想の推進

(1) 島原・天草・長島架橋構想及び九州西岸軸構想の実現について

島原・天草・長島架橋構想は、有明海・八代海沿岸地域を環状に結ぶ広域交通網を整備することにより、九州新幹線、空港、港湾等と一体となって、東アジアをはじめとする国際的な交流基盤を形成するほか、大規模災害時における緊急避難路や復旧・復興支援物資等を輸送する「命の道」としての機能も有している。

一方、九州西岸軸構想は、長崎県、熊本県、鹿児島県にまたがる九州西岸地域を、島原・天草・長島架橋を中核とした地域高規格道路で結ぶことにより、新しい経済文化圏を形成しながら、地域の一体的な活性化を図る構想となっている。

九州西岸軸は、九州西端において、太平洋新国土軸を受け止め、さらに、日本海国土軸や西日本国土軸とを結びつけ、国土軸の機能をより高める地域連携軸として、国土全体の強靭化を図る上からも、極めて重要な役割を果たすものである。

これまで、関係3県等においては、構想推進講演会や構想推進地方大会の開催、関係地域間の積極的な交流を推進し、機運の醸成を図っている。また国、関係3県等により、様々な調査が実施され、地震観測調査や船舶航行実態調査等のほか、具体的な事業化を見据えた調査が進められてきた。

については、両構想の実現のため、下記事項について特段のご支援を賜りたい。

記

1. 天草・長島架橋及び島原・天草架橋建設に資する調査を再開すること
2. 島原道路の整備促進及び島原天草長島連絡道路の具体化に向けた検討を実施すること
3. 必要な道路整備のための予算を確保すること

(2) 八代・天草シーラインの実現に向けた推進について

熊本県の基幹産業の一つである観光業の復興、物流機能の充実、同圏域はもとより、南九州各県の交流がさらに活発化していくため、また、防災の観点からも八代・天草シーラインをはじめとする交通基盤整備が必要不可欠である。

現在、八代市、上天草市それぞれの民間団体期成会において、組織力の強化を図りつつ、八代・天草シーラインの必要性を広く訴えるためのシンポジウム開催や署名活動を実施する等、地域住民の機運の醸成を図り、熊本県庁、熊本県議会、国土交通省等の陳情を行った結果、蒲島知事を会長とする「八代・天草シーライン建設促進協議会」が設立された。

については、下記事項について特段のご支援を賜りたい。

記

1. 環八代海圏域の一体的な発展と、県南振興ひいては熊本県全体の地域振興のため、また、災害時における緊急輸送路や代替路の確保、救急医療活動の向上等、災害に強い地域づくりや地域の安全安心を確保するため八代・天草シーラインの建設を促進すること
2. 熊本県の広域道路整備基本計画等各種計画に八代・天草シーラインを位置付け、国へ要望を行うこと

(3) やつしろ物流拠点構想の推進について

蒲島知事がマニフェストに掲げ、平成 29 年 9 月に策定・公表された「やつしろ物流拠点構想」の中で、「九州各地の生産拠点を結ぶハブ機能を持たせ、成長著しいアジアをはじめ世界と熊本をつなぎ、多くのモノや人が行き交う、活気あふれる九州のゲートウェイを目指す」と記されている。

については、「やつしろ物流拠点構想」に盛り込まれている「企業の誘致と育成」等の具体的な取り組み、特に物流拠点となる用地の検討等を強力に推進して頂きたい。

Ⅲ. 地域・観光振興の促進

観光産業は旅行業や宿泊業、運輸業のみならず、飲食業、サービス業、小売業、第一次産業等、関連する分野が多岐にわたっており、地域経済の活性化や雇用機会の増大等に貢献する重要な産業である。

コロナワクチンが広がりを見せる一方、変異株への懸念等、コロナ収束の見通しが立たない中で、観光産業の事業継続と観光需要の回復は急務である。また、中長期視点に立ち、域内のみならず域外からの観光客を取り戻すためには、県内観光地のハード整備やソフト面のさらなる充実が求められる。

については、観光関連産業の再興とコロナ禍における地域・観光振興の観点から、下記事項に関する特段のご支援を賜りたい。

1. 観光産業の事業継続および需要回復に向けた支援

(1) 観光産業の事業継続に向けた支援

宿泊・交流をはじめとした観光産業事業者は、人の移動・交流の制限により1年以上にわたり安定した収入がなく、売上が著しく減少している。事業継続や本格的な再開を後押しするため、当面の資金繰りや設備投資等に対する財政面での強力な支援をお願いしたい。

また、各種税や社会保険料の会社負担分等は、昨年引き続き1年の納付猶予が受けられることになっているが、本措置には延滞金が発生する仕組みとなっている。延滞金が企業経営の圧迫につながらないよう、延滞金の撤廃をお願いしたい。加えて、地方税や地方公共団体の各種利用料金の減免等については、自治体の裁量で不公平が生じないよう全国一律に減免していただきたい。さらに、一時支援金に加えて、事業規模に応じた追加の支援策による救済措置をお願いしたい。

なお、今後は納付の猶予申請した複数年分の支払期限が到来するが、安定した収入が見通せない中で、一括納付は困難であることから、政府系金融機関による融資制度を創設していただき、実質的に分割納付ができる仕組みづくりをお願いしたい。

(2) 観光産業の需要回復と受入体制強化のための支援

「Go To Travel」事業は、昨年末からの一時停止を受け、最大限の効果を発揮できていない状況にあるため、エビデンスを具体的に示したうえで、一定程度収束した地域から順次再開できるよう検討いただきたい。また、本施策は当面の間、継続をお願いするとともに、その他プレミアム付き旅行券、宿泊応援事業、高速道路料金等の減免等、消費者の地方への旅行マインドを高める取り組みを進めていただく等、比較的早期に効果が見込まれる国内観光への手厚い支援を切にお願いしたい。

その際、接種を希望する全国民へのワクチンの早期接種と併せて、観光従事者は対面を前提とした業務であることから、利用者の不安を払拭するためにも、観光事業従事者が受けるPCR検査、抗原検査体制の拡充および費用の無料化を早期に実現していただきたい。

また、観光目的で人の往来が増え感染が広がれば、医療資源の乏しい離島における医療体制の崩壊を招くことになる。このため、空港やフェリーターミナル等の水際対策を強化するとともに、病床数を速やかに増やすなど医療体制の拡充をお願いしたい。

特に医療サービスが脆弱な地方部において、旅行者が発熱・体調不良を起こした場合の検査体制や対処方法を整備いただきたい。

感染の抑制・防止には、観光関連施設だけでなく利用者側の準備・対策も不可欠であることから、利用者側の守るべき指針の策定と周知・広報を一層強化し、観光事業者・旅行者双方が安心できる環境の整備をお願いしたい。

2. 国内航空路線の供給量回復に向けた支援

首都圏や関西圏から地理的に離れている本県においては、観光振興を図る上で、航空路線の充実が必須である。一日も早くこれまでの便数と同程度の供給量を確保するためには、国や自治体の支援が必要不可欠であり、航空会社（コンピューター航空会社含む）への直接支援も含めた様々な施策を実施していただきたい。

<県内観光地への振興策について>

3. 阿蘇の観光回復

阿蘇地域においては、国道57号北側復旧ルートと現道ルートが開通し、今年3月には新阿蘇大橋が開通する等、熊本地震から短期間での創造的復興を実現した。また、北側復旧ルートが中九州横断道路の一部に位置づけられる見込みで、同道路としては県内初の開通区間となる。

こうした動きを好機に、阿蘇地域の観光回復を起爆剤とし、県内全域におけるコロナ禍からの観光産業再興を図るため、継続的な宿泊旅行応援事業の措置を強く国に対して働きかけて頂きたい。

また「阿蘇」は世界遺産登録の暫定一覧表候補のカテゴリーIaに位置付けられており、現在、構成資産の文化財国指定等に向けた取り組みが着実に成果を上げている。今年3月、国の文化審議会が文科相へ充実を答申した世界遺産暫定一覧表への追加記載へ強力な支援をお願いしたい。

4. くまモンポート八代の利活用について

令和2年4月にくまモンポート八代の完成をみたが、今回の新型コロナウイルス感染拡大に伴い、クルーズ船の入港の見通しが立たない状況である。

そこで、くまモンポート八代を公園として利用促進するために、新型コロナウイルスへの有効な対策を示し、ターミナルビルについてもクルーズ船入港時まで、一般開放できるように検討して頂きたい。

また、くまモンポート八代に隣接する浮棧橋について、未だ具体的な運用方針が示されていないことから、常設運用と併せて新八代・八代駅からの公共交通機関アクセスの整備、上天草・下天草までの航路開発、使用料の減免・無料化について検討していただきたい。

5. 「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界文化遺産登録に伴う天草観光ルート開発による活性化策について

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」は、世界文化遺産としての登録を契機に崎津今富地区の文化的景観整備が進み、また、五和町には天草イルカセンターも開業する等、天草市が進める回遊性のある観光が整いつつある。

しかしながら、天草市牛深は、各旅行業者が企画する天草観光ツアーのルートから外れており、全天草における回遊性のある観光を確立するための打開策は、牛深漁港跡地の観光拠点としての再開発にかかっている。

また、“牛深～蔵之元”間のフェリー航路は、国道フェリーとして他県との観光や経済交流のルートであり、さらには、災害時の物資輸送も含めた唯一の公共交通機関として重要な航路であるにもかかわらず、1日10往復便と少なく、しかも毎年1回の定期船舶検査時には代替え船も無いことから、約1週間の欠航を余儀なくされている。

については、牛深を“天草南の玄関口”と位置づけ、交通アクセスの利便性向上と観光拠点づくりのためにも、下記事項について支援をして頂きたい。

記

1. 新幹線～シャトルバス～フェリー～天草までの交通手段の一層の充実と鹿児島県出水駅及び国道3号から天草方面への観光案内板の設置や世界遺産登録の告知の充実
2. 牛深～蔵之元間フェリーの整備助成、災害時における生活物資輸送等も含む対応のため新船及び予備船の確保、利用客の安全や利便性向上設備の設置、駐車場の整備充実等の検討
3. 牛深港台場地区（漁協跡地）の観光拠点となりうる有効的な再開発。宿泊施設や海洋レジャー施設・販売拠点整備等を含めた跡地再開発整備による回遊性のある天草を確立するための調査及び協議、検討

6. 令和3年度のユネスコ無形文化遺産の提案候補に選定された「野原八幡宮風流」の観光資源としての活性化支援

荒尾市の菰屋（こもや）、野原、川登（かわのぼり）の3地区にそれぞれ伝わる稚児による太鼓踊で、野原八幡宮の祭礼で毎年奉納される「野原八幡宮風流」は、各地区2人の稚児が小太鼓と大太鼓を打ちながら踊るもので、稚児の古風な所作や色鮮やかな衣装等に風流の芸能の特色が現れている。約770年の歴史があるとされ、特に公家と武士の文化の融合が見られる点は、他地域の風流と一線を画している。

令和3年3月11日付官報告示日をもって、国指定重要無形文化財となり、令和3年3月末に再提案されたユネスコ無形文化遺産41件の中にも選定されており、現在、県内では2014年の「八代妙見祭の神幸行事」に続いて2件目となる、2022年の政府間委員会での登録を目指している。

については、地域観光振興資源として有効活用を図るうえでも、特段の支援をお願いしたい。

7. エコパーク水俣の施設の充実について

1990年に誕生した「エコパーク水俣」は、2019年度の来場者が約26万5千人と水俣市随一の集客機能を有し、水俣商工会議所では海をテーマに「恋龍祭みなまた港フェスティバル」や「みなまた物産展」を実施している。また水俣ICが開通したことで熊本市周辺からの2019年度の来場者は2018年度の1.7倍に増加した。2020年度はコロナ禍の影響により来場者は減少したが、今後はワクチン接種が進むことにより、イベント等が再開され来場者の増加が見込まれる。

一方、来場者数の大幅な増加に伴うトイレの不足や休憩施設の不足といったエコパーク水俣の利便性向上や国道3号の渋滞に対する早急なインフラ整備が課題となっている。

については、水俣への集客施設としての一翼を担っているエコパーク水俣が魅力ある公園として充実するために、下記事項について支援をして頂きたい。

記

1. 椅子や日よけを備えた休憩施設の設置
2. 増加した来場者へ対応したトイレの増設
3. 国道3号への「エコパーク水俣」案内看板の設置
4. エコパーク入り口交差点の交通渋滞緩和のため、南進車両と右折車両優先のため時差式時間調整の柔軟な対応
5. 肥薩おれんじ鉄道「エコパーク水俣駅(仮称)」の誘致

IV. 「令和 2 年 7 月豪雨」災害からの復旧・復興支援

昨年 7 月の豪雨災害から 1 年余が経過し、人吉市内被災事業所の約 6 割が仮店舗や移転先での営業再開に至っている。こうした復旧の原動力となったのは、県内企業等のボランティア支援や全国からの義援金・支援物資等の物的支援に加え、国、県、市の連携した支援制度である。

ただ現況は、被害の程度によって復旧に差があり、特に被害が大きかった観光産業では、被災した宿泊施設のうち完全復旧した施設は少なく、全ての事業再開にはまだ時間を要するところである。また、球磨川下りが新しいコンテンツを加えて事業を再開する等、観光資源の復旧も進んでいるが、河川内の漂流物や堆積土砂が安全な河川利用を妨げている。さらに、飲食関連は建物再建が進まずに営業を再開できない店舗や、営業を再開しても新型コロナウイルスの感染拡大に伴う度重なる時短要請等や外出自粛により厳しい経営を強いられており、復興意欲を持続させていくことが困難な状況にある。

熊本県は昨年、豪雨災害からの復旧・復興プラン「緑の流域治水」を発表し、また、治水対策として球磨川流域プロジェクトを策定した。これらの取り組みを確実に実行させていくことは、被災地の完全復興を実現する上で極めて重要となる。加えて、復旧・復興の妨げとなっていた新型コロナウイルスのワクチン接種が進み、経済回復の機運が高まっていく中、今後は復旧から復興フェーズへと移行していくと思われる。

については、被災地域の経済再生に向けては、引き続き、国、県、市、経済界が一丸となり立ち向かっていくことが必要であり、被災地域の一日も早い復旧・復興が実現できるように、下記事項について特段の御配慮をお願いしたい。

記

1. 被災中小企業等への財政・金融支援の実施
 - ①復旧・復興対策の更なる予算措置、及び被災者への税・社会保険料の減免、納付期限猶予等の措置
 - ②被災事業者の復旧に関わる無利子融資制度の拡充、短期資金繰りへの金融支援、及び被災事業者の重複債務対策
 - ③各種補助金の対象業種の拡大、申請書類の簡素化と手続きの迅速化並びに速やかな交付
2. 観光産業の復興を促進するための支援
 - ①被災地に特化した需要喚起策等の支援
 - ②新しい観光地域づくりに対する支援
 - ③河川に関わるアクティビティの安全確保のための堆積物や漂流物の早期撤去
3. 社会基盤の早期復旧
 - ①空地対策や土地区画整理事業等、新しいまちづくりに対する支援
 - ②JR 肥薩線の早期全線復旧
 - ③国道 219 号及び幹線道路、生活道路の早期全線復旧
 - ④強固な情報通信インフラの整備
4. 治水対策の実施
 - ①球磨川流域治水プロジェクトの速やかな実施

令和3年9月20日

熊本県商工会議所連合会

会 長	熊本商工会議所	会頭	久 我 彰 登
副会長	八代商工会議所	会頭	竹 永 淳 一
〃	山鹿商工会議所	会頭	宮 田 正 高
〃	水俣商工会議所	会頭	濱 田 憲 治
理 事	荒尾商工会議所	会頭	高 木 洋 一
〃	人吉商工会議所	会頭	岩 下 博 明
〃	牛深商工会議所	会頭	益 田 政 昭
監 事	玉名商工会議所	会頭	島 本 和 幸
〃	本渡商工会議所	会頭	池 田 正三郎